

【研究論文】

社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性

黒 木 淳

論文要旨

本稿の目的は、社会福祉法人における内部留保が相対的に多額となる要因について、人的支出との関連性の観点から検証することである。大阪府内に所在する社会福祉法人の財務諸表から手作業で構築した財務データベースを用いて、577社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性を分析した。その結果、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員への人的支出と内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。本稿の結果は、人件費と内部留保という2つの課題を検討する社会保障審議会や社会福祉法人の経営者などに対して、新たな知見を提供している点で重要である。

1 はじめに

社会福祉法人に関する内部留保とその要因に注目が集まっている。特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に平均して3億円の内部留保が存在する調査結果が報告され（明治安田生活福祉研究所, 2013）、財務省は、介護報酬改定に向けて、社会福祉法人における内部留保の過多を問題視している（日本経済新聞2014年10月7日付）。また、社会保障審議会介護給付費分科会や同審議会福祉部会においても、社会福祉法人における内部留保の過多について積極的に議論がなされている。具体的な議論として、社会福祉法人は内部留保に対する説明責任が不十分であることや、介護職員の不足という問題があるにもかかわらず内部留保を人件費にあてていないこと、などが指摘されている。

ところで、このような社会福祉法人における内部留保に関する検討は、わが国特有のものではない。内部留保をどのように判断するかについては、非営利組織に内在する解釈が難しい問題であり、諸外国の先行研究でもさまざまに検証が行われてきた。先行研究は、貸方に表示される利益の累積額としての内部留保だけに注目しておらず、借方に表示される流動資産、現預金及び現

キーワード：非営利組織 (not-for-profit organization)、基本財産 (endowment)、人的支出 (human expenditures)、介護保険サービス (insured long-term care service)、エージェンシー問題 (agency problem)

金等価物など、実際に運用可能な財産としての基本財産 (endowments) を保有する要因について分析している点に注意が必要である。また、その要因として検証される仮説は、非営利組織の経営者による財務的困窮に対する予備的動機と、経営者とステイクホルダーとのあいだのエージェンシー問題の顕在化、の2つである (Hansman, 1990; Fisman and Hubbard, 2003; Core *et al.*, 2006; Ramirez, 2010)。先行研究では、役員報酬がエージェンシー問題の顕在化を示す代理変数として用いられている。

一方で、わが国の制度改革にあたり注目されているような、内部留保の要因として常勤職員や非常勤職員の人的支出に注目した研究は少ない¹⁾。そこで、本稿は、わが国社会福祉法人において特有の論点である人的支出と内部留保の関連性に着目し、社会福祉法人において内部留保が相対的に過大となる要因について検証することを目的とする。社会福祉法人における人件費は、社会福祉法人会計基準に準拠した場合、役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員俸給などの小科目で表示されている²⁾。これらの小科目と、非営利組織における内部留保の尺度として、現金等価物を示す基本財産に加えて、社会福祉法人における内部留保を調査した明治安田生活福祉研究所 (2013) で示される実在内部留保、発生源内部留保、という3つの内部留保との関連性を検証する。

検証の結果、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員の人件費と3つの内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。本稿の結果は、人件費と内部留保という2つの課題を検討する社会保障審議会や社会福祉法人の経営者などに対して、新たな知見を提供しているという点で重要である。一方で、非常勤職員給与や役員報酬と内部留保と有意な関連性は検出されなかった。

本稿の発見事項には、次の2つの貢献がある。第1に、先行研究ではエージェンシー問題の顕在化として役員報酬に注目してきたが、本稿の分析結果は、役員報酬以外の固定費としての人的支出にも注目する必要性を示している。第2に、本稿の分析結果にもとづけば、制度改革にあたり、社会福祉法人における人的支出と内部留保については慎重に検討することが必要である。3年に1度生じる介護報酬の改定について、介護従事者を増加させる必要性に直面する中で、社会福祉法人における人的支出と内部留保の実態に即した議論が不可欠であろう。

本稿は5節で構成されている。次節では、非営利組織における内部留保に関する文献をレビューする。第3節では、本稿のリサーチ・デザインを説明し、サンプル選択を行う。第4節では、リサーチ・デザインにもとづき導出した分析結果を提示する。最後の第5節において、本稿の結論と、残された課題を論じる。

2 先行研究レビュー

2.1 非営利組織における内部留保の要因と効果

内部留保とは、経済活動を通して獲得した利益のうち、組織の内部へ保留され蓄積された部分である。非分配制約（non-distribution constraints）を有する非営利組織は、配当などにより利益を分配することができないことから、会計期間での利益は内部留保となる。ただし、非営利組織には利益を残すというインセンティブがないため、非営利組織の社会的目標の実現に直結する事業サービスへの支出を最大化することに用いられることになる（Hansmann, 1980）。

しかし、もし非営利組織が財務的に困窮な状況に陥った場合、即座に事業サービス支出を低下させずに対応するために、一定の利益や純資産が必要である（Tuckman and Chang, 1991）。相対的に高い利益を有し、純資産が相対的に大きな非営利組織ほど、より多くの寄附金を得るという経験的な検証結果が先行研究では示されている（Parsons, 2003; Trussel and Parsons, 2008）³⁾。このような理由から、非営利組織であっても利益がマイナスであることが良いわけではなく、一定の金額を内部留保として保有することは経営的に必要であるといえる。

ただし非営利組織には明確な残余請求権者が存在しないことから、非営利組織には経営者のモラル・ハザードについての懸念がある（Fama and Jensen, 1986）⁴⁾。非営利組織の経営者によるモラル・ハザードが懸念される場合、非営利組織における内部留保の過多は、エージェンシー問題として顕在化している可能性を示す場合がある。Core *et al.* (2006) は、非営利組織が運用可能な資産として保有する基本財産の超過した保有について（1）成長機会、（2）モニタリング、（3）エージェンシー問題、という3つの仮説を検証した。分析の結果、役員報酬や事務局長報酬が超過する基本財産とプラスの関連があることを発見し、基本財産は非営利組織におけるエージェンシー問題と関連していると結論づけている。また、米国の地方自治体における現金保有の要因をCore *et al.* (2006) と同様の方法で調査したGore (2009) も、地方自治体における現金保有がエージェンシー問題を示す可能性が高いことを発見している。一方で、Ramirez (2010) は、非営利組織の現金保有が土地、建物、設備に対する投資とプラスに関連していることを報告しており、非営利組織が投資を目的として現金を保有していることを主張している。このように、先行研究による検証結果は、非営利組織における内部留保がエージェンシー問題の顕在化であるという仮説がやや支持されているものの、首尾一貫した結論が得られていない状況にある。

2.2 社会福祉法人における内部留保の検討

社会福祉法人をめぐる事業環境は、2000年前後より、大きく変化している。1997年に社会福祉基礎構造改革が実施され、介護保険法が制定されると同時に、社会福祉サービスの利用者と提供者の関係性について抜本的な改革が行われた。この改革以前において、社会福祉サービスは、利用者が行政に社会福祉の必要性について申請することにより、行政が適切な社会福祉施設を指

定するという流れで提供されたが（措置・委託制度）、改革以降においては、利用者が施設を選択できるようになり（契約制度）、利用者の意思決定が重視されるに至っている（向山・黒木, 2013）。

措置・委託制度から契約制度への変化は、社会福祉法人の財政状態に変化をもたらした。行政からの措置・委託事業の領域では、資金が他事業に流出することが制度によって阻止されており、一定額以上の内部留保を蓄積することが困難であった。しかし、介護保険制度を活用した介護保険事業を実施することによって、社会福祉法人においても内部に資金を蓄積することができるようになったのである⁵⁾。

昨今では、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人における内部留保の過多が指摘され（日本経済新聞2011年7月7日付）、社会福祉法人における内部留保の概念整理や実態調査が行われた。明治安田生活福祉研究所（2013）の調査結果や、財務省による調査結果では、特別養護老人ホームが平均して約3億円という過多の内部留保を保有していることが報告されている。このような状況から、社会保障審議会介護給付費分科会や同審議会福祉部会における介護報酬改定に向けた議論の中で、社会福祉法人における内部留保が、人的支出や利用者への支出、施設設備等への投資や修繕、社会貢献に対して十分に充てられていないことが示されている。

しかし、社会福祉法人における内部留保の要因については、いまだ十分に検証されたとはいえない。介護報酬は3年に1度改定され、近年ではマイナス改定が多く実施されていることから、社会福祉法人は不確実性の高い状況で事業運営を行っている。そのため、固定費としての人的支出を維持することや、将来の投資機会を得ることを目的として、社会福祉法人は意図的に内部留保を行っている可能性がある⁶⁾。

3 リサーチ・デザイン

3.1 推定するモデルの提示

本稿は、Core *et al.* (2006) およびRamirez (2010) の回帰モデルを参考として、社会福祉法人における内部留保と人的支出の関連性を検証する (1) 式、社会福祉法人における内部留保が相対的に過大となる要因を検証する (2) 式を推定する。

$$\text{End}_i = \alpha_0 + \alpha_{1-3} \text{HUMAN}_{i-1} + \alpha_4 \text{MAZRGIN}_{i-1} + \alpha_5 \text{SIZE}_{i-1} + \alpha_6 \text{FR}_{i-1} + \alpha_7 \text{DOMEIN}_{i-1} + \delta_{7-11} \text{INDUSTRY} + \varepsilon_i \quad (1)$$

$$\text{ov_End}_i = \beta_0 + \beta_{1-3} \text{HUMAN}_{i-1} + \beta_4 \text{MAZRGIN}_{i-1} + \beta_5 \text{SIZE}_{i-1} + \beta_6 \text{FR}_{i-1} + \beta_7 \text{DOMEIN}_{i-1} + \varepsilon_i \quad (2)$$

従属変数のEnd_iは社会福祉法人における内部留保を示す変数である。具体的には、Core *et al.* (2006) やRamirez (2010)、明治安田生活福祉研究所 (2013) を参考に、次の3つの変数を設定

する（表1参照）。

基本財産とは、Hansmann（1990）で示されるendowmentsを意味しており、「社会福祉法人が現在および将来の費用に用いることができる現預金・現預金相当額」を示すものである。また、実在内部留保および発生源内部留保の算定方法は、明治安田生活福祉研究所（2013）に依拠している⁷⁾。分析にあたっては、上記3つについて、事業活動支出総額を除いた割合を用いる。すなわち、算定結果は、1年間に事業活動で支出する金額のうち、どの程度を基本財産、実在内部留保、発生源内部留保として社会福祉法人に保有されているかを示す尺度となる（黒木、2014）。また、内部留保が相対的に過大となることを識別するために、Core *et al.*（2006）を参考にして、各事業領域において内部留保が上位25%のサンプルを1、それ以外は0とするダミー変数ov_Endをそれぞれ設定した。

表1 内部留保の算定方法

End (1)	基本財産	[現預金・現預金相当額（現金＋預金＋貸付金＋有価証券）]
End (2)	実在内部留保	[現預金・現預金相当額－（流動負債＋退職給与引当金）]
End (3)	発生源内部留保	[次期繰越活動収支差額＋その他積立金]

（出所）筆者作成

一方で、独立変数には、人件費比率（HUMAN）の構成要素として、常勤職員に該当するもの（FULLTIME）、非常勤職員に該当するもの（PARTTIME）、役員に該当するもの（EXECUTIVE）の3つを用いて分析する⁸⁾。本稿では、これら3つの人的支出の係数の符号がプラスであることを期待する。すなわち、固定費としての人的支出の割合が高い社会福祉法人に内部留保が多く蓄積されているならば、高い人的支出を維持することを目的として意図的に内部留保が蓄積されることが考えられる。反対に、制度設計者が想定するように、人的支出が少ない社会福祉法人に内部留保が多く蓄積されているならば、内部留保を積極的に抛出する方策が必要となる。

コントロール変数は、業績（MARGIN）としての事業活動収支差額比率、規模（SIZE）としての事業活動支出の自然対数、情報の非対称性の程度を示す広告宣伝費比率（FR）、不確実性への対応の容易さを示す事業領域の数（DOMEIN）を含めている。さらに、事業活動領域をコントロールする目的で、50%以上の収入をあげる主な事業をダミー変数（INDUSTRY）で設定した、介護保険事業（NURCING）、保育事業（NECURY）、障がい者福祉事業（HANDI）、高齢者福祉事業（ELDERY）、児童福祉事業（CHILD）の5つを設定している⁹⁾。

3.2 サンプル選択

本稿の分析に用いるサンプルは、大阪府下の2013年7月時点の1,154社会福祉法人のうち、公文書請求によって現況報告書が入手可能であった842法人を対象として手作業で構築したものである。その内訳は、大阪府が436法人、大阪府が244法人、堺市が99法人、中核市が63法人である¹⁰⁾。

データベース化する中で、会計上の問題や項目不足である82サンプルを、本稿で用いる検証にあたってデータ不足のため113サンプルを除外した。また、社会福祉協議会や病院が中心である社会福祉法人は明らかに財務状況が異なることから、37サンプルを除外した。さらに、外れ値処理として上下1%のサンプルを除外した。これらの結果、577サンプルが実態分析の対象となった(表2参照)。

表2 サンプル選択

	サンプルサイズ
社会福祉法人財務データベース(2010年)	842
貸借不一致等の財務諸表上問題あるサンプル	-82
データ不足・項目不足のサンプル	-113
社会福祉協議会・病院	-37
外れ値処理	-33
本分析で用いるサンプル	577

(出所)筆者作成

表3 基本統計量

	ave.	stdev.	min.	Q1	med.	Q3	max.
END (1) _t	0.373	0.392	0.000	0.145	0.261	0.449	4.325
END (2) _t	0.230	0.396	-1.491	0.038	0.162	0.314	3.986
END (3) _t	0.740	0.817	-0.656	0.280	0.570	0.970	9.629
FULLTIME _{t-1}	0.546	0.131	0.000	0.480	0.553	0.632	0.846
PARTTIME _{t-1}	0.094	0.085	0.000	0.014	0.088	0.146	0.638
EXECUTIVE _{t-1}	0.002	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	0.111
SIZE _{t-1}	19.114	1.314	10.897	18.482	19.189	19.913	22.713
MARGIN _{t-1}	0.109	0.386	-0.433	0.014	0.061	0.122	6.397
FR _{t-1}	0.001	0.003	0.000	0.000	0.000	0.001	0.056
DOMEIN _{t-1}	1.152	0.704	0.000	1.000	1.000	1.000	5.000
CITY	0.186	0.390					
NURCING	0.354	0.479					
NURSERY	0.299	0.458					
HANDI	0.120	0.325					
ELDERLY	0.017	0.129					
CHILD	0.015	0.123					

(出所)筆者作成

注：n=577。変数の定義は第3節に掲載している。それぞれの変数に対して、平均値(ave.)、標準偏差(stdev.)、最小値(min.)、四分位、最大値(max.)を示している。

表3は、実証分析で用いる変数の基本統計量の結果について、それぞれ平均値 (ave.)、標準偏差 (stdev.)、最小値 (min.)、四分位、最大値 (max.) を示している。表3からわかるように、基本財産、実在内部留保、発生源内部留保を事業活動支出で除した値は平均値 (中央値) でそれぞれ37.3% (26.1%)、23.0% (16.2%)、74.0% (57.0%) である。社会福祉法人は、基本財産で約3ヵ月から5ヵ月、実在内部留保で約2ヵ月から3ヵ月、発生源内部留保で約7ヵ月から10ヵ月程度を保有していることがわかる。

4 分析結果

4.1 人的支出と内部留保の関連性の検証結果

回帰分析を行うに先立ち、多重共線性の懸念がある変数を確認したが、従属変数である End_t あるいは ov_End_t と各独立変数の符号はほぼ仮説どおりの結果であった。また、独立変数間で多重共線性が懸念されるような相関係数の高い変数は観察されなかった。

表4は、社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性を検証する (1) 式について重回帰分析を行った結果である。

表4 重回帰分析の結果

	期待 符号	従属変数：END (1) _t		従属変数：END (2) _t		従属変数：END (3) _t	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数項		0.284	0.895	0.264	0.811	-1.013	-1.487
FULLTIME _{t-1}	(+)	0.336	1.830 *	0.408	2.166 **	0.649	1.667 *
PARTTIME _{t-1}	(+)	0.072	0.322	0.292	1.266	0.908	1.903 *
EXECUTIVE _{t-1}	(+)	0.791	0.404	-0.831	-0.414	-2.412	-0.583
SIZE _{t-1}	(+)	-0.011	-0.649	-0.020	-1.091	0.055	1.469
MARGIN _{t-1}	(+)	0.097	2.100 **	0.125	2.633 ***	0.228	2.216 **
FR _{t-1}	(+)	6.453	1.356	5.035	1.032	1.155	0.114
DOMEIN _{t-1}	(-)	0.045	1.633	0.012	0.418	0.121	2.079 **
CITY	(+)	-0.067	-1.626	-0.056	-1.335	-0.051	-0.593
NURCING	(+)	0.215	4.222 ***	0.229	4.385 ***	0.289	2.676 ***
NURSERY	(-)	-0.095	-1.839 *	-0.079	-1.485	-0.035	-0.321
HANDI	(-)	0.053	0.885	0.064	1.033	0.073	0.572
ELDERLY	(-)	-0.077	-0.610	-0.044	-0.346	0.038	0.143
CHILD	(-)	-0.048	-0.366	-0.026	-0.193	0.028	0.101
N		577		577		577	
R ²		0.120		0.098		0.081	
adj. R ²		0.100		0.077		0.060	

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意

注：本表は (1) 式の推定結果である。各変数の定義は第3節を参照されたい。

検証の結果は、常勤職員（FULLTIME）の人的支出と3つの内部留保それぞれが、少なくとも10%水準以下でプラス有意に関連していることを示している。この結果は、固定費としての常勤職員の人的支出を維持するために、内部留保が蓄積されている可能性を示唆している¹¹⁾。

一方、いずれの式の推定値においても、非常勤職員（PARTTIME）の係数はプラスであったが、非有意であった。また、役員報酬（EXECUTIVE）においては、End (2) およびEnd (3) を従属変数とした場合、係数がマイナスであり、非有意であった。この結果は、非常勤職員や役員への人的支出が内部留保と関連していないことを示している。

4.2 内部留保が過大となる要因の検証結果

表5は社会福祉法人における人的支出が相対的に過大となる要因を検証する(2)式についてロジット回帰分析を行った結果である。

検証の結果は、先述の重回帰分析の結果と同様に、常勤職員（FULLTIME）の人的支出と2つの内部留保（基本財産および実在内部留保）が、5%水準以下でプラス有意に関連していることを示している。この結果は、社会福祉法人における内部留保が相対的に高い常勤職員の人的支出を維持するためにもたらされたものである可能性を示唆している。一方、いずれの式の推定値においても、非常勤職員（PARTTIME）および役員報酬（EXECUTIVE）の係数は非有意であった。この結果は、非常勤職員や役員への人的支出は内部留保が相対的に過大となることと関連していないことを示している。

表5 ロジット回帰分析の結果

期待 符号	従属変数：ov_END (1) _t		従属変数：ov_END (2) _t		従属変数：ov_END (3) _t	
	係数	z値	係数	z値	係数	z値
定数項	-3.165	-1.473	0.098	0.049	-5.764	-2.701 ***
FULLTIME _{t-1} (+)	3.189	2.411 **	2.380	1.963 **	1.098	0.854
PARTTIME _{t-1} (+)	2.374	1.554	0.941	0.643	1.337	0.887
EXECUTIVE _{t-1} (+)	-13.518	-0.804	0.456	0.036	-22.969	-1.163
SIZE _{t-1} (+)	-0.015	-0.134	-0.152	-1.389	0.194	1.719 *
MARGIN _{t-1} (+)	0.723	2.398 **	0.517	1.793 *	0.548	1.919 *
FR _{t-1} (+)	4.390	1.535	3.511	1.366	-3.125	-0.095
DOMEIN _{t-1} (-)	0.148	0.866	0.041	0.230	0.248	1.503
CITY (+)	-0.416	-1.494	-0.211	-0.789	-0.264	-0.981
N	577		577		577	
McFadden R	0.027		0.018		0.026	

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意

注：本表は(2)式の推定結果である。各変数の定義は第3節を参照されたい。

4.3 ロバスト・チェック

推定結果の頑健性を高めることを目的として、次の2つのロバスト・チェックを行った。第1に、外れ値の処理基準を上下1%から上下0.5%、上下2%の基準に変更した分析を行った。その結果は、前項までの分析結果と首尾一貫するものであった。第2に、社会保障審議会などで議論の対象となる介護保険事業を実施する社会福祉法人と、実施しない法人とでサンプルを区分した分析を行った。その結果、2つのサンプルでは同様に人的支出と内部留保のプラスの関連性が検出されたが、とりわけ介護保険事業を実施する社会福祉法人のみを対象としたサンプルの方が人的支出の係数がプラスに大きな値で推定された。この結果は、先行研究に対して、政府の措置・委託としての事業よりもサービス事業に対する人的支出の方が内部留保に与える影響が強いという新たな可能性を示している。また、社会保障審議会の議論に対する新たな知見として本稿の貢献をより高めるものである。

5 おわりに

本稿は、わが国社会福祉法人において特有の論点である人的支出と内部留保の関連性に着目し、社会福祉法人において内部留保が相対的に過大となる要因について検証することを目的とした。社会福祉法人における人的支出を、常勤職員への支出、非常勤職員への支出、役員報酬の3区分を変数として設定し、これらと、非営利組織における内部留保の尺度として、基本財産を表す現金等価物、明治安田生活福祉研究所（2013）で示された実在内部留保、発生源内部留保の3つとの関連性を検証した。その結果、得られた発見事項は次の2つである。

第1に、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員への人件費と3つの内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。第2に、非常勤職員給与や役員報酬と内部留保と有意な関連性は検出されなかった。これらの結果は、エージェンシー問題の代理変数としてみなされる役員報酬と内部留保の関連性が検出されないが、その分が常勤職員への人的支出に抛出されている可能性があり、明確な人件費区分の必要性を喚起している。

本稿には課題が残されている。まず、非営利組織において、常勤職員に対する報酬が、エージェンシー問題を示しているのか、事業サービスに必要なものとして維持すべきものであるのか、いずれの仮説が正しいかについて検証していく必要がある。次に、社会福祉法人に維持された内部留保がどのように用いられるのかについて解明することも興味深い課題である。最後に、分析結果から得られた実証的証拠にもとづき、介護報酬改定や社会福祉制度に対して慎重にフィードバックを考察していくことも必要である。

<付記>：本稿は、関西大学で開催された日本社会関連会計学会第25回全国大会自由論題での報告を加筆修正したものである。当大会において司会の坂上学先生（法政大学）から、また匿名のレフリーの先生から貴重なコメントを頂いた。合わせて感謝申し上げたい。なお、本研究は医療経済研究機構2014年度（第18回）研究助成『地域包括ケアシステムに貢献する経営責任組織の持続可能性に関する経営学的・会計学的研究』の助成を受けた研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げる。

注

- 1) 数少ない先行研究として、Core *et al.* (2006) は非営利組織における内部留保の要因について、従業員数を独立変数とした分析を行っている。分析の結果、従業員数の係数はマイナス有意であり、従業員が少ないほど内部留保が大きいという結果を示している。
- 2) なお、社会福祉法人会計基準は2012年に改正されたが、本稿で用いるサンプルは2009年から2010年のものであるため、旧基準の区分で表示されている。人的支出とは、旧基準における事業活動収支計算書上の人件費支出であり、小科目は役員報酬、職員俸給、職員賞与、非常勤職員給与、退職金、退職共済謝金、法定福利費で構成される。後述するが、役員報酬、非常勤職員給与以外を常勤従業員の給与として算定している。
- 3) 過大な利益報告が寄附者の減少や規制コストを発生させることも指摘されており (Leone and Van Horn 2005)、利益の適正な水準を測定することは困難な研究課題である。
- 4) 実際に、役員報酬が業績に連動して決定される可能性の高い非営利組織は、事業費比率を経営者が有利になるように調整することが先行研究によって実証的に明らかにされている (Baber *et al.*, 2002)。
- 5) 契約制度は介護保険法などによって実現されているが、措置・委託制度下と同様に、行政の補助金で運営される社会福祉サービスも多く残されている点に注意されたい。
- 6) Core *et al.* (2006) や Ramirez (2010) では、非営利組織における内部留保が将来の投資機会に用いられているか否かを検証しているが、この検証を行うためには数カ年先のサンプルが必要である。本稿で用いるサンプルを用いることによって、社会福祉法人における内部留保が次期の投資性向へどのような影響を及ぼしているか、については分析可能であるが、本稿の論旨と異なるため、別稿を設けたい。
- 7) ただし、発生源内部留保に関して、4号基本金を厳格に区分する法人は少数であったことから、本稿の分析では除外している。
- 8) 具体的には、注釈2でもあげたように、事業活動収支計算書の人件費に該当する項目について、非常勤職員俸給をPARTTIME、役員報酬をEXECUTIVE、それ以外をFULLTIMEとして算定している。
- 9) 社会福祉法人における主な事業領域と内部留保の関連性については、介護保険事業を主に実施する社会福祉法人ほど、より巨額の内部留保を有することが黒木 (2014) で報告されている。
- 10) ただし、2012年度には各市および広域連合に管轄権限が分権化された状態にあったことから、各市および広域連合へ移管中の312法人の財務諸表を入手することができなかった。
- 11) (1) 式および (2) 式のいずれの分析結果においても、コントロール変数では、NURCING (介護保険事業) のダミー変数の係数がプラス有意に推定されている。この結果は、介護保険事業を主に実施する社会福祉法人と内部留保がプラスに関連していることを示しており、黒木 (2014) の結果と首尾一貫している。介護保険は実際に報酬が確定するまでに数カ月必要であり、また他の事業に比べて内部留保を蓄積しやすいことがその要因として考えられる。また、介護保険事業を実施する社会福祉法人のみのサンプルを用いた結果について、ロバスト・チェックで検証している。

参考文献

- Baber, W. R., Daniel, P. L. and Roberts, A. A. (2002) "Compensation to Managers of Charitable Organizations: An Empirical Study of the Role of Accounting Measures of Program Activities," *The Accounting Review*, Vol. 77, No. 3, pp. 679-693.
- Core, J. E., Guay, W. R. and Verdi, R. S. (2006) "Agency Problems of Excess Endowment Holdings in Not-for-Profit Firms," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 41, No. 3, pp. 307-333.
- Fama, E. F. and Jensen, M. C. (1983) "Separation of Ownership and Control," *Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 2, pp. 301-325.
- Fisman, R. and Hubbard, G. (2003) "The Role of Nonprofit Endowments," in Edward, L. and Glaeser, L. *The Governance of Not-for-Profit Organizations*, University of Chicago Press, pp. 217-233.
- Gore, A. K. (2009) "Why do Cities Hoard Cash? Determinants and Implications of Municipal Cash Holdings," *The Accounting Review*, Vol. 84, No. 1, pp. 183-207.
- Hansmann, H. (1980) "The Role of Nonprofit Enterprise," *Yale Law Journal*, Vol. 89, No. 5, pp. 835-901.
- Hansmann, H. (1990) "Why do Universities Have Endowments?" *The Journal of Legal Studies*, Vol. 19, No. 1, pp. 3-42.
- Leone, A. J. and Van Horn, R. L. (2005) "How do Nonprofit Hospitals Manage Earnings?" *Journal of Health Economics*, Vol. 24, No. 4, pp. 815-837.
- Parsons, L. M. (2003) "Is Accounting Information from Nonprofit Organizations Useful to Donors? A Review of Charitable Giving and Value-Relevance," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 22, pp. 104-129.
- Ramirez, A. (2010) "Nonprofit Cash Holdings: Determinants and Implications," *Public Finance Review*, Vol. 39, No. 5, pp. 653-681.
- Trussel, J. M. and Parsons, L. M. (2008) "Financial Reporting Factors Affecting Donations to Charitable Organizations," *Advances in Accounting*, Vol. 23, pp. 263-285.
- Tuckman, H. P. and Chang, C. F. (1991) "A Methodology for Measuring the Financial Vulnerability of Charitable Nonprofit Organizations," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 20, No. 4, pp. 445-460.
- 黒木淳 (2013) 「非営利組織会計の実証研究の展開：先行研究サーベイを中心に」『経営研究』第64巻第2号, 67-93頁。
- 黒木淳 (2014) 「社会福祉法人における内部留保の実態分析：法人の規模と事業領域の観点から」『経営研究』第65巻第3号, 165-178頁。
- 厚生労働省 (1998) 『社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)』厚生労働省。
- 社会福祉法人経営研究会 (2006) 『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会。
- 全国社会福祉施設経営者協議会 (2011) 『財務情報調査 (平成21年度決算)』経営対策委員会。
- 向山敦夫・黒木淳 (2013) 「社会福祉法人の財務状況の分析」『会計』第184巻第5号, 86-100頁。
- 明治安田生活福祉研究所 (2013) 『介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書』。

(筆者：横浜市立大学国際総合科学部専任講師)

(2015年5月15日採択)